

コンサルタント業務における 問題意識と改善の方向性

業務プロセスごとの「問題意識」と「改善の方向性」

プロセス	品質確保の視点	問題意識	改善の方向性	今回	次回以降
フィードバック 競争参加者の選定 ↓ 落札者の決定 ↓ 業務の実施 ↓ 完了検査 ↓ 業務成績評価	1. 技術力を重視した業者選定方式の充実	●詳細設計業務等にも技術力の評価が必要である	◆詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
		●指名競争入札等では高い技術力を持った者が参入しにくい	◆「簡易公募型」契約方式の活用	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
		●プロポーザル方式を実施すべき業務で実施されていない	◆「プロポーザル方式」の適正な運用	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
	2. 成果品のチェック体制の強化	●設計ミスが多発	◆「設計成果品の品質評価」の導入	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
		3. 業務成績評価のフィードバック	●業務成績評価が業者選定に十分に活用されていない	◆業務成績評価の業者選定への反映	<input type="checkbox"/>
●設計瑕疵が業務成績評価に反映されていない	◆品質評価結果の業務成績評価への反映		<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	
施工段階	4. 施工段階における設計者の関与	●設計思想を施工者に十分に伝達できていない	◆発注者・設計者・施工者による「工事調整会議」の実施	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
全体プロセス	5. 適切な履行期間の確保	●下半期発注の集中による履行期間不足が生じている	◆上半期発注の徹底、発注予定情報の早期公表	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
		●入札契約手続き期間が長期化している	◆入札契約手続きの簡素化	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
	6. その他	●再委託の実態と問題点がつかめていない	◆再委託の実態調査、改善方策の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
		●建設会社のノウハウを設計に反映しにくい	◆一部事業への詳細設計付き工事発注の活用	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
		●受注者に対して業務の履行に的確な指示等ができない	◆調査職員の監督(調査)体制の強化	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
					<input type="checkbox"/>

1. 技術力を重視した業者選定方式の充実

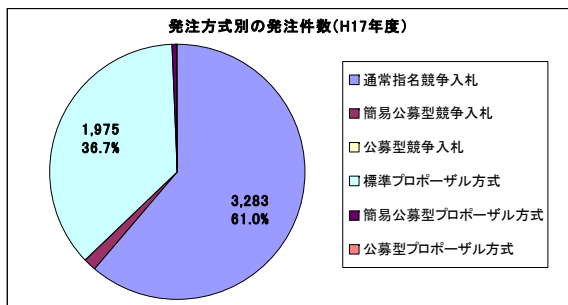
【問題意識】

1. 詳細設計業務等にも技術力の評価が必要である。

- 業務実施手順や積算基準が明確な業務であっても、詳細設計業務等のように技術力を適切に評価することで質の高い成果が得られる可能性が高い業務がある。
- 今年度、随意契約の見直しに伴い、全省庁で総合評価方式の導入の動きがあるが、国土交通省発注の建設コンサルタント業務においては、適用がなされていない。

2. 指名競争入札等では高い技術力を持った者が参入しにくい

- 会社の受注実績などで競争参加者が選定される「通常指名競争入札」等の割合が大きいため、高い技術力を持った者が新たに競争に参加することが困難であり、十分な競争性が確保できない。



出典)国土交通省直轄工事等関係資料(土木のみ)

3. プロポーザル方式を適用すべき業務で実施されていない

- 本来、「知識」「構想力・応用力」が高い業務についてはプロポーザル方式を適用すべきであるが、適用されていない場合がある。

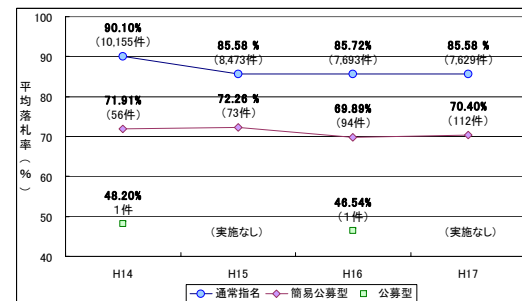
【改善の方向性】

方針1. 詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入

- 詳細設計業務等、業務実施手順や積算基準が明確な業務であっても、「高度な知識または構想力・応用力」を評価することで質の高い成果が得られる可能性が高い業務について、価格のほかに技術力も考慮して総合的に評価する「総合評価方式」の導入を検討する。

方針2. 「簡易公募型」契約方式の活用

- これまで通常指名競争入札又は標準型プロポーザルを行ってきた部分に「簡易公募型」を拡大して運用することで、技術力競争を含めた適切な競争性が確保できるか検討する。
- なお、現行の「簡易公募型競争入札」の拡大は、低価格入札を誘発することも配慮しつつ、慎重に検討を進める必要がある。



出典)国土交通省直轄工事等関係資料

方針3. 「プロポーザル方式」の適正な運用

- 高い「知識」「構想力・応用力」が求められる業務については、適切に「プロポーザル方式」を適用し、技術力を評価した業者選定を行うものとする。

2. 成果品のチェック体制の強化

【問題意識】

1. 設計ミスが多発

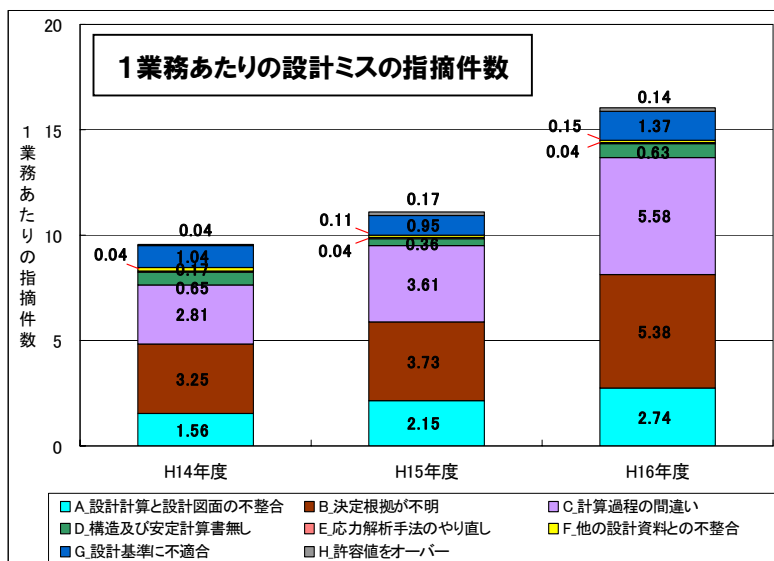
● 完了検査では、履行内容の契約図書との照合を行うものであり、設計計算と設計図面の不整合、決定根拠が不明確、計算過程の間違いなどの確認までは、時間・体制的に困難である。

【共通仕様書1118条】

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果品の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。



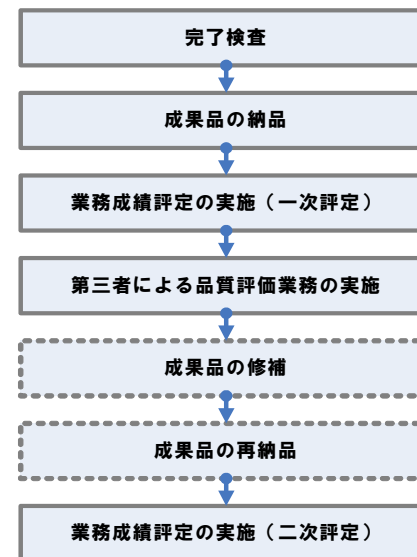
出典)近畿地方整備局調べ

【改善の方向性】

方針1. 設計成果品への品質評価の導入

● 成果品納品後、速やかに(概ね2~3ヶ月以内)に、設計計算と設計図面の不整合、決定根拠が不明確、計算過程の間違いなどを第三者のチェックにより品質評価を実施し、必要に応じて、設計者に修補を求める。

● 設計成果品の品質評価の結果に応じて、業務成績評定を変更する。



3. 業務成績評価のフィードバック

【問題意識】

1. 業務成績評価が業者選定に十分に活用されていない

- 価格競争入札では、入札参加者資格審査の一部である技術審査基準において業務成績評価は活用されているが、落札者の選定には反映されていない。
- 一定の評定点に満たない業務も業務実績として扱われている。

		2 A	1. 5 A	1 A	0. 5 A	B	C	全体に対するAの比率
(1) 業務実績	直轄の当該業種業務実績(過去5年)			実績あり		実績なし		1. 5 / 5 (20. 0%)
(2) 業務成績	地整管内での過去2年間の当該業種平均点		80点以上	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	70点未満	60点未満	1. 5 / 5 (30. 0%)
	地整管内での過去2年間の当該業種での表彰			局長表彰	事務所長表彰	なし		1. 5 / 5 (20. 0%)
(3) 手持業務の状況	当該業種の地整管内当該年度受注額÷過去3年間の地整管内平均受注額		0. 25未満	0. 25以上 0. 75未満	0. 75以上 1. 25未満	1. 25以上		1. 5 / 5 (30. 0%)
(4) 指名状況	当該業種当該事務所の指名回数	5回以上 (-2. 5A)	指名1回につき(-0. 5A) よって指名4回で(-2. 0A)		0回			
(5) 安全管理の状況	事故及び不誠実な行為による注意		事故による文書注意の評価期間(-1A)	事故による口頭注意の評価期間(-0. 5A)				
			不誠実な行為による文書注意の評価期間(-1A)	不誠実な行為による口頭注意の評価期間(-0. 5A)				

技術審査基準の例

2. 設計瑕疵が業務成績評価に反映されていない

- 業務成績評価要領では、設計ミスが発覚した時点で、瑕疵担保期間であれば、さかのぼって業務成績評価を減点することができる制度になっているが、実際に適用した例は少ない。

【委託業務等業務成績評価要領】(参考_審査基準)

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、-20点まで減点することができる。

- 瑕疵修補又は損害賠償の実施 - 10点
- 故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施 - 20点

【改善の方向性】

方針1. 業務成績評価の業者選定への反映

- 「総合評価方式」において、会社もしくは技術者の過去の業務成績評価平均点をどのように評価項目に取り入れるかを検討する。
- 一定の業務成績評定点以下の業務実績は、実績として扱わないことを検討する。

方針2. 成果品の品質評価結果の業務成績評価への反映

- 施工段階前に、設計成果品の品質評価の結果に応じて、業務成績評価を修正する制度を検討する。
- 瑕疵担保期間中に瑕疵が発見された場合、業務成績評価要領に従って適切に業務成績評価を減点できるようにする。

4. 施工段階における設計者の関与

【問題意識】

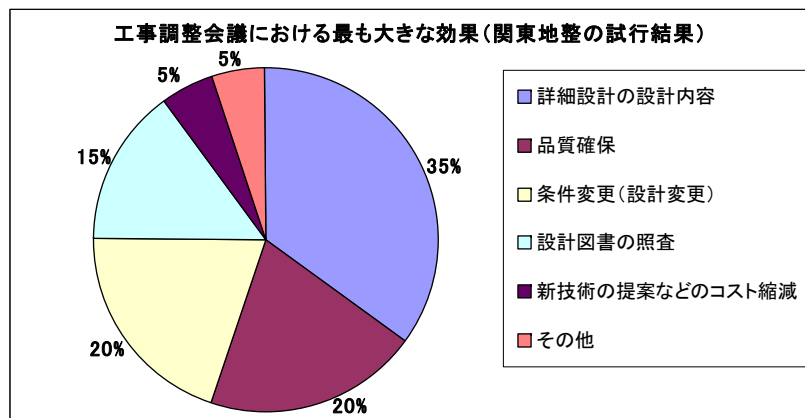
1. 設計思想を施工者に十分に伝達できていない

- 設計・施工の分離の原則に従って設計者と施工者は独立性が求められており、設計者の設計思想や施工上の留意事項を細部にわたって直接施工者に伝達してこなかったため、発注者・施工者・設計者の三者において十分な情報共有ができていない。

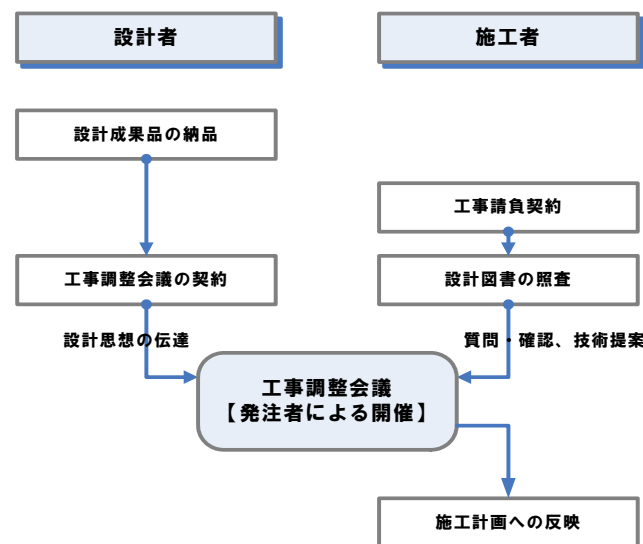
【改善の方向性】

方針1. 発注者・設計者・施工者による工事調整会議

- 施工着手前に、以下に示す目的により、工事調整会議を実施する。
 - 設計者から施工者への設計意図・施工上の留意事項の伝達
 - 発注者から施工者への施工上の留意事項の伝達
 - 施工者から設計者・発注者への施工計画等に関する提案



出典) 関東地方整備局調べ(設計・施工技術連絡会議のアンケート調査結果)

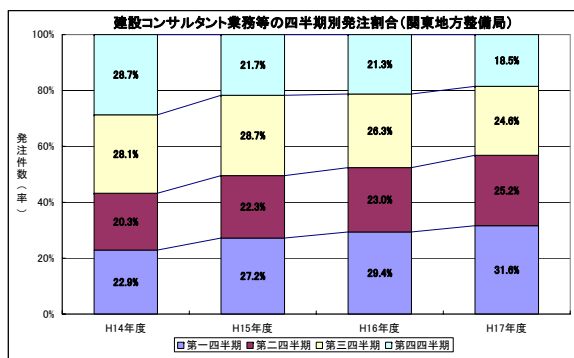


5. 適切な履行期間の確保

【問題意識】

1. 下半期発注の集中による履行期間不足が生じている

- これまで、下半期に発注される業務の割合が多く、適切な履行期間が確保できないとともに、年度末に作業が集中することで、不十分な検討・照査による設計ミスが懸念される。



出典)関東地方整備局調べ(土木・測量・地質・建築・補償)

2. 入札契約手続き期間が長期化している

- 入札契約方式の多様化に伴って、「通常指名競争入札」以外は、入札契約手続きに多くの日数を要するため、発注時期が遅れる原因とされる。

《 価格競争 》	説明書交付 ～ 参加表明書の提出	参加表明書の提出 ～(審査) 指名通知	指名通知 ～ 入札	計
通常指名競争入札			10～20日	10～20日
簡易公募型競争入札	10日	20日以内	15～40日	45～70日
公募型競争入札	10日	10～20日	40日以上	60日～70日

《 プロポーザル方式 》	説明書交付 ～ 参加表明書の提出	参加表明書の提出 ～(選定) 選定通知、提案要請	選定通知、提案要請 ～ 提案書の提出期限	提案書の提出期限 ～ 特定通知	計
標準プロポーザル方式			10～20日	20日以内	30～40日
簡易公募型プロポーザル方式	10日	20日以内	15～40日	5～20日	50～90日
公募型プロポーザル方式	10日	10～20日	40日以上	10～20日	70～90日

【改善の方向性】

方針1. 上半期発注の徹底、発注予定情報の早期公表

- 上半期以内での業務発注を徹底することで適切な履行期間を確保し、十分な検討・照査の実施を可能とするとともに、発注予定情報を早期に公表することに努め、計画的な業務発注を促進する。
- 国債の活用による複数年契約を行うことで、適正な履行期間の確保を図る。

【建設コンサルタント業務等における履行期間等の適正化に関する当面の運用について】(H17.9) (関東地整事務連絡)

- ▶ 全発注件数の5割以上を第3四半期の履行期限とする。
- ▶ 当面の間、設計業務の最低履行期間は、原則3ヶ月以上を確保する。
- ▶ 受注者の責任によらない調整項目等の延期等により残余履行期間が不足する場合、履行期間の延伸を求めることができる。

※)他に東北・中部地整でも、同様の施策を実施している

方針2. 入札契約手続きの簡素化

- 入札契約手続きの簡素化として、技術者評価型プロポーザルにおいて、建設コンサルタントの技術提案書作成を1日で行う「即日プロポーザル方式」を活用を検討する。
- また、今後導入を検討している「総合評価方式」においても適用できるか確認する。

6. その他

【問題意識】

1. 再委託の実態と問題点がつかめていない

● 現行制度では、当該業務の「主たる部分」を元請が行うものとしているが、実際には、発注者の承諾不要な業務として再委託されているという指摘があり、実態の把握がなされておらず、最適な体制で業務がなされているかどうかの判断が出来ない。

2. 建設会社のノウハウを設計に反映しにくい。

● 建設会社は種々の新技術やノウハウを保有しているが、建設コンサルタントが作成した詳細設計の条件の中では新技術やノウハウを発揮しにくい。

3. 受注者に対して的確な指示等がなされていない

● 調査職員は、PI、アセスメント、技術審査等の業務も抱えており、受注者に対して、業務の履行にあたっての必要事項についての的確な指示や質問への回答が困難な状況にある。

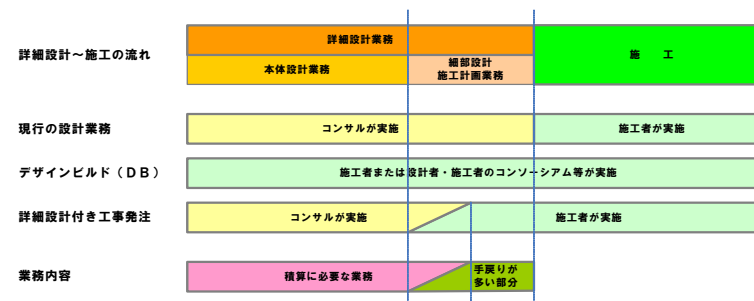
【改善の方向性】

方針1. 再委託の問題点の把握、改善方策の検討

● 再委託の実態を調査・把握して、品質確保の観点から、必要な改善方策を検討する。

方針2. 一部事業への詳細設計付き工事発注方式の活用

- 施工者のノウハウを効果的に活用するため、設計者と施工者の役割分担の改善として、施工者による技術提案の余地が大きい一部の工事等においては、詳細設計業務を施工者に担わせる「詳細設計付き工事発注方式」の活用を検討する。
- また、建設コンサルタントは、詳細設計付き工事発注方式においてどのような役割を果たすべきか検討を行う。



方針3. 調査職員の監督(調査)体制の強化

● 的確な打合せにより指示や質問への回答ができるように、調査職員の体制強化やワンデイ・レスポンスの励行により、発注者による監督(調査)機能の強化を図る。